

北区
大規模水害避難行動支援計画
概要版
(案)



令和4年10月

北 区

1. はじめに

1.1. 北区大規模水害避難行動支援計画の目的

大規模水害時の避難に関して、要支援者等に対して必要な支援等を整理することにより、住民全員が逃げ遅れない「誰ひとり取り残されない避難」を目指す。

1.2. 支援計画の位置づけ

災害対策基本法の改正、北区地域防災計画や基本方針を踏まえて、大規模水害時の避難支援に関する考え方等を示す計画である。

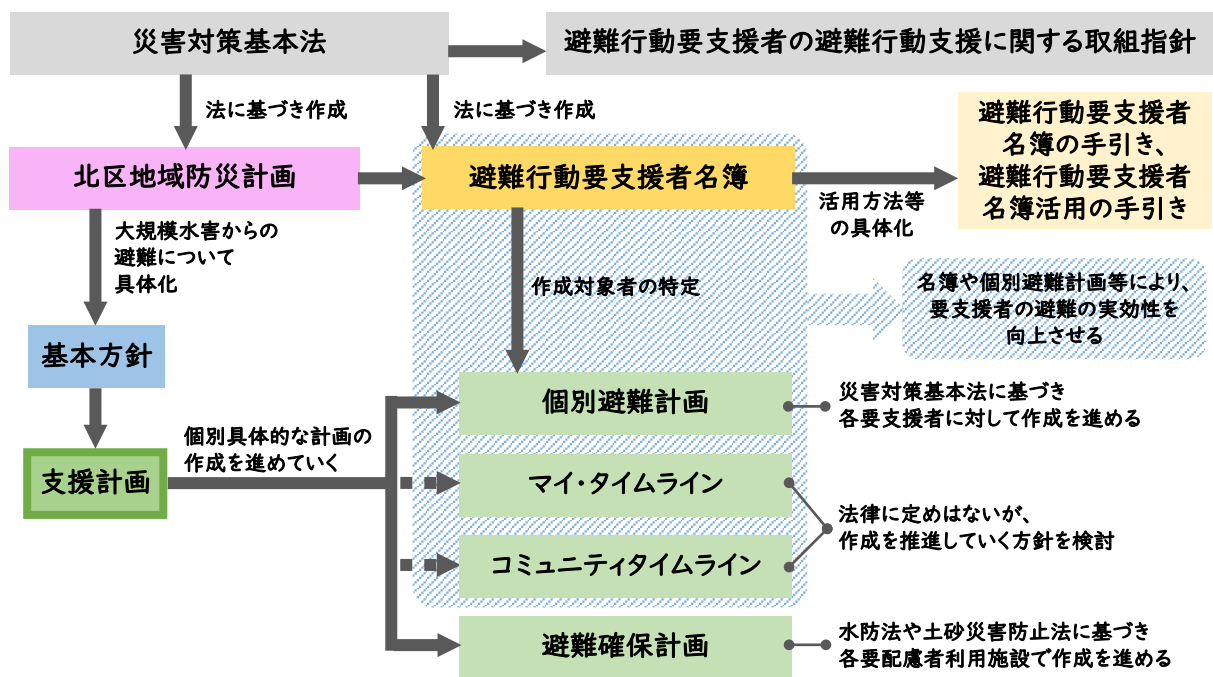


図 1 支援計画及び要支援者の関連計画等の位置づけ

1.3. 支援計画の対象者の範囲

本計画の対象者の範囲は以下のとおりである。

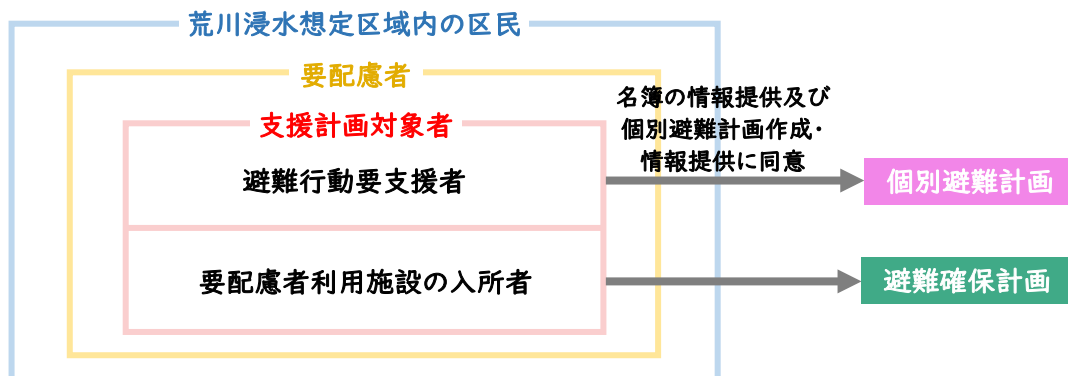


図 2 被支援者側の支援計画対象範囲

2. 大規模水害を想定した避難行動要支援者名簿について

区は、平成 29 年度から「北区避難行動要支援者名簿」を作成し、災害に備えた地域づくりの一助として活用されるよう、避難支援等関係者に名簿情報を提供している。

本計画では、名簿を活用したさらなる支援の充実を図るため、名簿の作成及び活用方針や今後の課題について示した。

項目	主な内容
作成方針	・名簿の種類、登録要件、記載事項、更新や管理方法
活用方針	・平常時、災害時における名簿の活用方針
今後の課題	・名簿制度の周知と登録促進の検討 ・災害時名簿の運用方法の検討 など

3. 大規模水害を想定した個別避難計画について

個別避難計画は、避難行動要支援者について「避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置」を実施するために作成されるものである。

区は、令和 3 年 5 月の災害対策基本法改正において、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が区の努力義務とされたことを踏まえて、要支援者に対する個別避難計画の作成を進めることとした。

上記を踏まえて、本計画では、要支援者に対して個別避難計画の作成を進めるにあたっての全体方針、作成方法、活用方法や今後の課題について示した。

項目	主な内容
全体方針	・作成・活用フロー、スケジュール
作成方法	・作成の対象 ・作成の優先度に関する考え方 ・作成方法（実態把握調査・ヒアリングの実施方法や調整会議等を踏まえた避難支援方針の決定方法 等） ・計画記載事項や考え方（避難方法や避難支援者の役割分担、支援のタイミング等） ・更新や管理方法
活用方法	・個別避難計画の保管方法や活用場面の検討
今後の課題	・個別避難計画の理解や作成同意を促進する仕組みの検討 ・個別避難計画の作成ガイドラインの検討 ・継続的な維持管理に向けた DX 化の検討 など

4. 要配慮者利用施設の避難確保計画について

区は、平成 30 年度以降、対象施設に対して説明会を実施し、避難確保計画の作成を促進している。

本計画では、避難確保計画に基づく支援の充実を図るため、施設における避難確保計画の作成方針、実効性の向上に関する取組みの方針や今後の課題について示した。

項目	主な内容
作成方法	<ul style="list-style-type: none">・ 作成の対象・ 計画のひな形・ 計画記載事項や考え方（段階的な防災体制確立、情報収集と情報伝達、避難誘導）・ 施設の整備（非常用発電機やスロープの設備、装備品や備蓄品の整備）
実効性の向上	<ul style="list-style-type: none">・ 避難訓練の実施や継続的な見直し
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">・ 車両による移動等が必要な入所者に対する移動手段の確保・ 避難確保計画の内容確認及び精査の仕組みの確立 など

5. 福祉避難所の確保と活用について

北区地域防災計画においては、①福祉避難所（通所型）、②福祉避難所（介護型）、③福祉避難所（補完型）を福祉避難所として位置付けている。

本計画では、これらの福祉避難所に加えて、水害に対応した新たな福祉避難所を確保するとともに、活用方針や今後の課題などを示した。

項目	主な内容
福祉避難所の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉避難所（通所型）：4 か所 ※・ 福祉避難所（介護型）：7 か所 ※・ 福祉避難所（補完型）：12 か所 ※・ 福祉避難所（準補完型）：4 か所 ※
活用方針	<ul style="list-style-type: none">・ 対象者ごとの避難先の想定・ 要支援者を受け入れるための配慮
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉避難所の運用ルール等の整備、協力機関の確保・ 福祉避難場所の拡充等の検討・ 縁故避難や宿泊施設等への避難の重要性周知 など

※ 大規模水害の恐れ時に設置可能な福祉避難所数

6. 要支援者の避難における自助・共助・公助

大規模な水害等が発生した場合、多くの避難行動要支援者に対して、区職員が平等に支援を行うことは困難となる可能性がある。そのため、避難行動要支援者自身や家族による「自助」、個別避難計画に記載した避難支援者、避難支援等関係者や地域住民などによる「共助」が重要となる。

本計画では、自助・共助・公助の立場から、避難支援の基本的な考え方を示すとともに、避難支援者などの安全確保の措置や、避難行動要支援者等への情報伝達について示した。

項目	主な内容
避難支援の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">・自助の取組み（要支援者や家族、避難支援等関係者、福祉や医療の事業所の実施する平常時、発災の恐れ～発災時）・共助の取組み（避難支援等関係者、個別避難計画に係る避難支援等を実施する平常時及び発災の恐れ～発災時）・公助の取組み（避難情報の提供、福祉避難所の開設、移動手段の提供、関係機関への支援要請、生活環境確保、避難者把握）
避難支援者などの安全確保	<ul style="list-style-type: none">・避難支援者自身の安全確保の必要性・個別避難計画における避難支援者の位置付け・関係者や要支援者への理解促進
避難行動要支援者等への情報伝達	<ul style="list-style-type: none">・水害発生時の避難情報（避難情報の種類と住民が取るべき行動、「要支援者避難開始」の発表など）・避難行動要支援者への情報伝達（防災行政無線、ホームページ、SNS、緊急速報メール等の活用）

7. さらなる避難支援の取組み

さらなる避難支援の実効性向上のため、北区として推進していきたいと考える取組みを検討した。

- 個別避難計画に基づいた訓練の実施
- 避難支援行動を踏まえたコミュニティタイムラインの作成
- 要支援者支援におけるDXの推進
- 復旧・復興期における要支援者の支援
- 支援計画の検証と見直し など